

2. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

■内容

手帳には、障がいのでいで1級から6級の区分があり、手帳の交付を受けると障がい者制度を利用しやすくなります。

■対象者

視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方

※詳しくは、身体障害者障害程度等級表（6～10 ページ）をご覧ください。

■新規交付の手続き

①必要な用紙の受け取り	南丹市社会福祉課または各支所で申請に必要な用紙（申請書・診断書）を受け取ってください。
②診断書の作成	指定医師の診断を受け、診断書の作成を依頼してください。
③申請書の提出	市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。 ≪必要なもの≫ ◎申請書 ◎診断書（概ね3カ月以内のもの） ◎顔写真（たて4cm×よこ3cm・脱帽・概ね1年以内のもの） ◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など
④手帳の交付	京都府での審査後、市からその結果を連絡しますので、手帳が交付される場合は、市社会福祉課または各支所で手帳を受け取ってください。

※申請から手帳が交付されるまで、通常2カ月以上かかります。

※障がいの状況や住所・氏名に変更があったり、手帳を紛失・破損されたとき、または、本人が死亡されたときは、必ず担当窓口に届出をしてください。

※京都府から更新手続きの案内があれば、お早めに手続きをしてください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

■**身体障害者障害程度等級表** (太線より上は第1種を、下は第2種を表します)

きゆう 級	しかく 視覚	ちようかく へいこうき のう 聴覚・平衡機能		おんせい げんご 音声・言語・
		ちようかく 聴覚	へいこうき のう 平衡機能	そしやくき のう そしやく機能
1	しりよく よ ほう め し 視力の良い方の眼の視 りよく い か 力が0.01以下のもの			
2	1. しりよく よ ほう め 視力の良い方の眼の しりよく い じょう 視力が0.02以上 0.03以下のもの 2. しりよく よ ほう め 視力の良い方の眼の しりよく た 視力が0.04かつ他 ほう め しりよく しゅどう 方の眼の視力が手動 べん い か 弁以下のもの 3. しゅうへんし や かくど し 周辺視野角度(I/4視 ひょう せうわ 標による)の総和が さゆうがん それぞれ 80度 以下かつ両眼中心 視野角度(I/2視標に よる)が28度以下の もの 4. りょうがんかいほうしにんてんすう 両眼開放視認点数が てん い か りょうがん 70点以下かつ両眼 ちゅうしんし や しにんてんすう 中心視野視認点数が てん い か 20点以下のもの	りょう じ ちようりよく 両耳の聴力レベルがそれ ぞれ 100dB以上のももの(両 じ ぜんろう)		
3	1. しりよく よ ほう め 視力の良い方の眼の しりよく い じょう 視力が0.04以上 0.07以下のもの(2 きゅう がいどう 級の2に該当するも ののぞ を除く) 2. しりよく よ ほう め 視力の良い方の眼の しりよく た 視力が0.08かつ他 ほう め しりよく しゅどう 方の眼の視力が手動 べん い か 弁以下のもの 3. しゅうへんし や かくど し 周辺視野角度(I/4視 ひょう せうわ 標による)の総和が さゆうがん それぞれ 80度 以下かつ両眼中心 視野角度(I/2視標に よる)が56度以下の もの 4. りょうがんかいほうしにんてんすう 両眼開放視認点数が てん い か りょうがん 70点以下かつ両眼 ちゅうしんし や しにんてんすう 中心視野視認点数が てん い か 40点以下のもの	りょう じ ちようりよく 両耳の聴力レベルが 90dB以上のももの(耳介に接 しなれば大声語を理解し 得ないもの)	へいこうき のう きわ 平衡機能の極め て著しい障害	おんせいき のう げんごき のう 音声機能、言語機能 また そしやくき のう そしやく機能の 喪失

4	<p>1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上 0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く)</p> <p>2. 周辺視野角度(I/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</p> <p>3. 両眼開放視認点数が70点以上のもの</p>	<p>1. 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの)</p> <p>2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの</p>		<p>音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の著しい障害</p>
5	<p>1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p> <p>2. 両眼による視野(I/4視標による)の1/2以上が欠けているもの</p> <p>3. 両眼中心視野角度(I/2視標による)が56度以下のもの</p> <p>4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点数以下のもの</p> <p>5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>		<p>平衡機能の著しい障害</p>	
6	<p>視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p>	<p>1. 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話話を理解し得ないもの)</p> <p>2. 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの</p>		
7				

きゅう 級	ないぶ きのう 内部機能			
	しんぞう きのう 心臓機能	ぞう きのう じん臓機能	こきゅう ききのう 呼吸器機能	ぼうこう・ちよくちよう きのう ぼうこう・直腸機能
1	しんぞう きのう しょうがい 心臓の機能の障害に より自己の身の 日常生活活動が極度に 制限されるもの	ぞう きのう しょうがい じん臓の機能の障害 により自己の身の 日常生活活動が極度に 制限されるもの	こきゅう ききのう しょうがい 呼吸器の機能の障害 により自己の身の 日常生活活動が極度に 制限されるもの	ぼうこう 又は ちよくちよう ぼうこう又は直腸の 機能の障害により自 己の身の日常生活 活動が極度に制限さ れるもの
2				
3	しんぞう きのう しょうがい 心臓の機能の障害に より家庭内での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	ぞう きのう しょうがい じん臓の機能の障害 により家庭内での日 常生活活動が著し く制限されるもの	こきゅう ききのう しょうがい 呼吸器の機能の障害 により家庭内での日 常生活活動が著し く制限されるもの	ぼうこう 又は ちよくちよう ぼうこう又は直腸の 機能の障害により家 庭内での日常生活活 動が著しく制限され るもの
4	しんぞう きのう しょうがい 心臓の機能の障害に より社会での日常生 活活動が著しく制限 されるもの	ぞう きのう しょうがい じん臓の機能の障害 により社会での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	こきゅう ききのう しょうがい 呼吸器の機能の障害 により社会での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	ぼうこう 又は ちよくちよう ぼうこう又は直腸の 機能の障害により社 会での日常生活活動 が著しく制限される もの
5				
6				
7				

きゅう 級	ないぶ きのう 内部機能		
	しょうちよう きのう 小腸機能	めんえき ふぜん ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能	かんぞう きのう 肝臓機能
1	しょうちよう きのう しょうがい 小腸の機能の障害により自 己の身の日常生活活動が 極度に制限されるもの	めんえき ふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により日 常生活活動がほとんど不可能 なもの	かんぞう きのう しょうがい 肝臓の機能の障害により日 常生活活動がほとんど不可能 なもの
2		めんえき ふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により日 常生活活動が極度に制限され るもの	かんぞう きのう しょうがい 肝臓の機能の障害により日 常生活活動が極度に制限さ れるもの
3	しょうちよう きのう しょうがい 小腸の機能の障害により家 庭内での日常生活活動が著 しく制限されるもの	めんえき ふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により日 常生活活動が著しく制限され るもの(4級相当者を除く)	かんぞう きのう しょうがい 肝臓の機能の障害により日 常生活活動が著しく制限さ れるもの(4級相当者を除く)
4	しょうちよう きのう しょうがい 小腸の機能の障害により社 会での日常生活活動が著し く制限されるもの	めんえき ふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により社 会での日常生活活動が著しく 制限されるもの	かんぞう きのう しょうがい 肝臓の機能の障害により社 会での日常生活活動が著しく 制限されるもの
5			
6			
7			

きゆう級	したいふじゆう 肢体不自由	
	じょうし 上肢	かし 下肢
1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両上肢の機能を全廃 2. 両上肢を手関節以上で欠く 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両下肢の機能を全廃 2. 両下肢を大腿の1/2以上で欠く
2	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠く 3. 一上肢を上腕の1/2以上で欠く 4. 一上肢の機能を全廃 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の1/2以上で欠く
3	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両上肢のおや指とひとさし指を欠く 2. 両上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠く 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両下肢をショーパー関節以上で欠く 2. 一下肢を大腿の1/2以上で欠く 3. 一下肢の機能を全廃
4	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両上肢のおや指を欠く 2. 両上肢のおや指の機能を全廃 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃 4. 一上肢のおや指とひとさし指を欠く 5. 一上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠く 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両下肢のすべての指を欠く 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃 3. 一下肢を下腿の1/2以上で欠く 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃 6. 一下肢が健側に比して10 cm以上又は健側の長さの1/10以上短い
5	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠く 4. 一上肢のおや指の機能を全廃 5. 一上肢のおや指とひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃 3. 一下肢が健側に比して5 cm以上又は健側の長さの1/15以上短い
6	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠く 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠く 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠く 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠く 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃 6. 一下肢が健側に比して3 cm以上又は健側の長さの1/20以上短い

きゆう 級	したいふ じゆう 肢体不自由		
	たいかん 体幹	にゆうよう じき いぜん ひ しんこうせい のうびようへん うんどう き のうしょうがい 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		じようし き のう 上肢機能	い どう き のう 移動機能
1	たいかん き のうしょうがい すわ 体幹の機能障害により坐っ ていることができないもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう じよう 不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が ほとんど不可能なもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう ほ 不随意運動・失調等により歩 行が不可能なもの
2	たいかん き のうしょうがい ざい 1. 体幹の機能障害により坐位 または起立位を保つことが困 難なもの たいかん き のうしょうがい た 2. 体幹の機能障害により立ち 上がることが困難なもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう じよう 不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が 極度に制限されるもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう ほ 不随意運動・失調等により歩 行が極度に制限されるもの
3	たいかん き のうしょうがい ほ こう 体幹の機能障害により歩行が 困難なもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう じよう 不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が 著しく制限されるもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう ほ 不随意運動・失調等により歩 行が家庭内での日常生活活動 に制限されるもの
4		ふ ずい い うんどう し っちようとう じよう 不随意運動・失調等による上 肢の機能障害により社会での 日常生活活動が著しく制限 されるもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう しゃ 不随意運動・失調等により社 会での日常生活活動が著し く制限されるもの
5	たいかん き のう いちじる しょうがい 体幹の機能の著しい障害	ふ ずい い うんどう し っちようとう じよう 不随意運動・失調等による上 肢の機能障害により社会での 日常生活活動に支障のある もの	ふ ずい い うんどう し っちようとう しゃ 不随意運動・失調等により社 会での日常生活活動に支障 のあるもの
6		ふ ずい い うんどう し っちようとう じよう 不随意運動・失調等により上 肢の機能の劣るもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう い 不随意運動・失調等により移 動機能の劣るもの
7		じようし ふ ずい い うんどう し っちようとう 上肢に不随意運動・失調等を 有するもの	かし ふ ずい い うんどう し っちようとう 下肢に不随意運動・失調等を 有するもの

1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

(2) 療育手帳

■内容

手帳には、障がいの程度でA・Bの区分があり、手帳の交付を受けると障がい者制度を利用しやすくなります。

■対象者

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、特別の支援を必要とする方

※知的障がいに伴っているなど、医師、専門機関の判断によって、発達障がいのある方も対象になる場合があります。

■新規交付の手続き

①申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎調査票（生育歴などの記入が必要） ◎顔写真（たて4cm×よこ3cm・脱帽・概ね1年以内のもの）
②障がいの程度の判定	京都府家庭支援総合センターから連絡がありますので、同センターまたは児童相談所で障がいの程度の判定を受けてください。
③手帳の交付	市から連絡しますので、手帳が交付される場合は、市社会福祉課または各支所で手帳を受け取ってください。

※障がいの程度の判定から手帳が交付されるまで、通常2カ月以上かかります。

※住所・氏名に変更があったり、手帳を紛失・破損されたとき、または、本人が死亡されたときは、必ず担当窓口に届出をしてください。

※京都府から更新手続きの案内があれば、お早めに手続きをしてください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(3) 精神障害者保健福祉手帳

■内容

手帳には、障がいの程度で1級から3級の区分があり、手帳の交付を受けると、障がい者制度を利用しやすくなります。

■対象者

精神障がいのため、長期にわたり日常生活・社会生活への制約がある方

※精神障がいに伴っているなど、医師、専門機関の判断によって発達障がいのある方や認知症の方も、対象になる場合があります。

■新規交付の手続き

※下記③でBの提出が可能の方は、①②の手続きは不要です。

①必要な用紙の受け取り	南丹市社会福祉課または各支所で申請に必要な用紙（申請書・診断書）を受け取ってください。
②診断書の作成	医師の診断を受け、診断書の作成を依頼してください。
③申請書の提出	<p>南丹市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書</p> <p>◎下記A・Bのいずれか</p> <p>A. 診断書（初診日から6カ月以上経過したもの）</p> <p>B. 精神障がいを理由とする年金証書の写し 直近の年金支払通知書の写し 年金事務所（共済組合）照会用の同意書</p> <p>◎顔写真（たて4cm×よこ3cm・脱帽・概ね1年以内のもの）</p> <p>※顔写真の添付を希望されない場合、福祉サービスの一部が受けられないことがありますので、ご理解のうえ、承諾書のご記入が必要です。</p> <p>◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例：障害者手帳）など</p>
④手帳の交付	京都府での審査後、市からその結果を連絡しますので、手帳が交付される場合は、南丹市社会福祉課または各支所で手帳を受け取ってください。

※申請から手帳が交付されるまで、通常2カ月以上かかります。

※住所・氏名に変更があったり、手帳を紛失・破損されたとき、または、本人が死亡されたときは、必ず担当窓口に届出をしてください。

※手帳に記載されている有効期限の3カ月前から更新手続きができますので、お早めに手続きをしてください。（京都府からの更新手続きの案内はありません。）

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166